

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成21年6月2日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社マイヤ
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マイヤ青山店 盛岡市青山一丁目19番1号
- (3) 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の位置
- (4) 変更する年月日 平成21年5月13日
- (5) 変更の理由 新たに敷設された道路との位置関係を調整するため

2 届出年月日 平成21年5月12日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所